

令和元年6月20日現在

機関番号：13103

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K13247

研究課題名（和文）いかにして特別支援教育においてパートナーシップ原理を機能させるか

研究課題名（英文）How dose the partnership function in special needs education

研究代表者

河合 康（KAWAII, YASUSHI）

上越教育大学・大学院学校教育研究科・教授

研究者番号：90224724

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究ではパートナーシップ原理について3つの観点から分析を行った。その結果、学校内パートナーシップでは教師が知的障害児を含めた一人一人の良さを大切にした学級経営を実践していくこと、生涯学習パートナーシップでは、教員が生徒の得手不得手や保護者の希望をすり合わせつつ、教育課程を編制すること、福祉パートナーシップでは、学校側のサービスの理解や連携のための学校体制を構築すること、が重要であることが明らかにされた。今後は、各パートナーシップを包括するコミュニティーパートナーシップ原理の確立に向けた検討が必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成19年度から日本における障害のある子どもに対する教育は「特殊教育」から「特別支援教育」に転換した。特別支援教育においては、子どもが在籍する学校だけではなく、乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって（縦の連携）、教育・医療・福祉・労働等の関係機関との繋がり（横の連携）の下に支援を行うという点が重要となり、各関係機関が互いにパートナーとして認識していくことが重要となる。本研究では、各領域でのパートナーシップを分析し、現状と課題を明らかにすると共に、今後は各パートナーシップを包括するコミュニティーパートナーシップ原理の確立に向けた検討が必要であることを指摘した点に社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）： This study analyzed the principle of partnership from three points of view.

It was clarified that teachers should practice the class management by means of respecting individual children including children with mental retardation in school partnership, teachers should make curriculum by means of holding discussions to agree on the strengths and weakness of the student and the hope of his/her parents in lifelong learning partnership, and school system should be organized to understand the service of school and to collaborate in welfare partnership. In the future community partnership is necessary to be established to include each partnership.

研究分野：特別支援教育

キーワード：特別支援教育 パートナーシップ原理

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

平成 19 年度から、わが国における障害のある子どもに対する教育は、「特殊教育」から「特別支援教育」に転換した。特別支援教育においては、子どもが在籍する学校だけではなく、乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって（縦の連携）教育・医療・福祉・労働等の関係機関との繋がり（横の連携）の下に支援を行うという点が重要となる。この理念を実現するためには、海外で「パートナーシップ原理」として推進されている施策を参考にしながら、わが国の特別支援教育の方向性を検討することが有益であると考えた。

2. 研究の目的

パートナーシップ原理について、学校内パートナーシップ、生涯教育パートナーシップ、福祉パートナーシップ、という観点から分析し、今後の方向性を検討する。

3. 研究の方法

いずれもアンケート調査によって行った。詳細については、「4 研究成果」を参照。

4. 研究成果

(1) 学校内パートナーシップ

目的

小学校で行われている知的障害に関する障害理解教育に焦点を当て、学校内で障害のある子どもと無い子どもがお互いにパートナーとして認識できるようにするための在り方を検討した。

方法

a 対象

J 市内の全小学校 52 校の全ての通常の学級の教師(1~6 学年の全学級)437 名に依頼した。

b 調査方法

J 市校長会の承諾を得て、手渡しまたは郵送による質問紙調査を実施した。

c 調査項目

(1)教師の基礎情報、(2)小学校で行う知的障害の障害理解教育に対する意識、(3)知的障害の障害理解教育の実施状況、(4)障害理解教育を実施した教師（以下、実施群）からの回答、(5)障害理解教育を実施しなかった教師（以下、未実施群）からの回答、

結果及び考察

a 回収状況

上越市内の全小学校 52 校のうち、98% (51 校) の学校から回答があった。通常の学級の教師 437 名のうち 89% (387 名) の教師から回答を得ることができた。

b 小学校で行う知的障害理解教育に対する教師の意識

知的障害の障害理解教育において教師が重要だと考えている実施方法は、校内の知的障害特別支援学級との交流及び共同学習であることが分かった。また、障害理解教育を開始するのにふさわしい時期について、9 割近い教師が幼児期～低学年と回答していた。

c 知的障害に関する障害理解教育の実施状況

実施群は全体の 48% であった。対象児がいた学級では 7 割近い実施率であるのに対し、対象児がいない学級では 4 割の実施率となっていた。実施群が取り上げた説明要素は「対象児だけが特別な存在ではないこと」「対象児の状態や困難」「周囲の児童が対象児にどのようなサポートができるか」についてであり、反対に取り上げにくい説明要素は、「障害名」「障害の原因」

「教育的処遇」「今後の変化」についてであることが分かった。

d 実施群からの回答

実施にあたり「指導計画や教材等がない」教師は55%、「対象児の個人名を出して説明した」教師は28%いることが分かった。実施理由は、「授業の必要性」「学級経営や児童にプラスの効果」であることが分かった。実施後の効果は、「学級の雰囲気良くなった」「対象児に対するかわり方が良くなった」という意見が多かった。課題として、「指導内容がわからない」「学校・学年全体での取組が必要」「教師自身の障害に関する知識不足」「地域・保護者の理解不足」が明らかになった。対象児への配慮としては、「差別や偏見につながらないような説明を行うこと」「時と場合によって個人名や障害名を特定しないで説明すること」が主な意見であった。また、障害理解教育の実施前に対象児の保護者とよく相談し、説明する意図、指導内容を明確に伝え、保護者が納得の上で実施することが望ましいと考えられる。

e 未実施群からの回答

実施しなかった理由として、「指導案・教材不足」「指導内容がわからない」という回答が多かった。そのため、知的障害の専門的知識を有している巡回相談員・専門家チーム・特別支援学校・大学との連携をはかることは今後より重要となると思われる。特別支援学級の教師が中心になって障害理解教育を実施することでホールスクール・アプローチによる、年間を通じた計画的な実施、6年間を見通した継続的な実施、児童の発達段階に応じた指導内容の取組が可能になると考えられる。また、校内委員会の議題に説明する時期や内容を含める等、「説明のシステム化」を確立しておくべきである。

(2) 生涯学習パートナーシップ

目的

知的障害特別支援学校に設置されている専攻科に対する知的障害特別支援学校高等部の教員の意識を明らかにすることにより、生涯学習パートナーシップの在り方を検討する。

方法

a 対象

専攻科の設置されている9都道府県の特別支援学校(知的障害)高等部149校に研究協力を依頼し、協力可とした学校39校の高等部教員342名。

b 方法

郵送による質問紙調査を実施した。

c 調査項目

(1) 教師の基礎情報、(2) 教育年限の延長について、(3) 専攻科について、(4) 生徒一人を想定した専攻科に対する考え

結果と考察

a 回収状況

専攻科が設置されている都道府県39校342名のうち、29校198名(学校74.4%、教員57.9%)から返信があった。そのうち193名を有効回答として集計を行った。

b フェイスシート

回答者は男女がほぼ半分ずつであり、経験年数から特別支援教育に関してベテランの教諭が多いことがわかった。また、進路指導の担当経験では20%以上の教員が現在または過去に経験していた。

c 教育年限延長について

知的障害者の高等教育への進学率の低さについて「知っている」と答えた教員は97.6%であった。また、知的障害者の進学率が低いことに対して「進学は重要でないのかもしれない」とした教員は40.8%であった。知的障害者の高等部卒業後の進学について教師自身が重要と思うかでは「あまり重要と思わない」が61.3%であった。これは先行研究の調査において74%の保護者が「高等教育への進学は必要」と答えたことと比べると、教員と保護者では高等教育への進学に対する意見で差が見られることがわかる。

「進学は重要と思う」と回答した理由としては、「より知識や技術が身につけるため」が最も多く、次いで「学びの期間が3年間では短いため」が挙げられた。3年間では知識や技術など、学び足りないと感じている教員が多いことがわかる。さらに「より基本的な生活習慣を身につけたいから」が3番目に挙げられることから、高等部3年間では社会に出て日常生活を送る上で十分な生活習慣を身に付けることが難しい場合があることも推察できた。

「あまり重要と思わない」と回答した理由としては「職場にはやく適応させたい」「進学先での教育内容が不明だから」が多く挙げられた。このことから知的障害者の高等教育への進学が進まない理由として、就労への適応のほかに進学先の教育内容や支援体制などが見えないことが関係していることがわかる。大学や短大などはもちろん、専攻科や専門学校などの進学先と特別支援学校との相互の情報提供や連携が求められると考える。

d 専攻科について

知的障害を主とする特別支援学校にも専攻科があることの既知では「盲聾にあることは知っていた」「障害種にかかわらず知らなかった」を合わせると約40%の教員が知的障害における専攻科の存在を知らなかったことがわかった。

専攻科に対するイメージでは「職業教育が中心に行われている」が最も多かった。7校の専攻科を対象に行った先行研究では、「職業教育中心」な専攻科のほかに「総合教育中心」、「教科教育中心」、「生活教育中心」などの専攻科の存在を明らかにした。このことから実際の専攻科のあり方と教員のイメージに差があることがわかる。

専攻科に期待することを11項目設定し、複数回答可として回答を求めた項目では、「卒業後も含めた充実した支援」が63.7%と最も多く、次いで「充実した職業訓練」「企業への就労」であった。専攻科のイメージで「職業訓練が中心に行われている」が最も多かったことから、専攻科に対して卒業後の就職を意識した教育・支援を期待していることがわかる。知的障害の専攻科に関しては学習指導要領で定められておらず、専攻科の実態と教員の専攻科に対するイメージや期待との間に差が見られる可能性がある。そのため今後は専攻科の教育内容についての検討が必要と考える。

e 生徒1人を想定した専攻科に対する考え

回答者が想定した生徒の学年では「3年生」が最も多かった。想定した生徒の障害について複数回答で回答を求めた結果、「知的障害」が81.0%と最も多く、次いで「自閉症」が25.7%であった。障害を併せ有している場合や自閉症やダウン症のみの場合もあった。

想定した生徒が高等部3年間で伸びた又は伸びる可能性があると感じる能力を9項目設定し、4件法で回答を求めた。「とても思う」「やや思う」を合わせると「基礎学力」以外のすべての項目において80%以上の教員が生徒の能力が伸びたまたは伸びる可能性があると感じていた。「心理面の变化」における「とても思う」「やや思う」の割合が最も高く93.8%であった。

想定した生徒が高等部卒業後、専攻科などの教育機関に進学した場合、達成できるものとして9項目設定し、どの程度期待できそうかを4件法で回答を求めた。「とても期待する」「やや期待する」を合わせて最も多かったのは「作業能力の変化」で86.6%であった。専攻科を始め

とした高等教育機関では、教員が生徒に対して教育機関に進学した際に伸びるとして期待する能力と生徒自身の得手不得手や保護者の希望をすり合わせつつ、生徒の能力を伸ばすことのできる教育課程が求められると推察された。

(3) 福祉パートナーシップ

目的

放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者を対象に、事業所が学校とどのような内容や方法で連携を図っているかについての取り組みを把握することでその現状と課題を明らかにし、事業所と学校とがパートナーシップを図っていく上での工夫について検討することを目的とした。

方法

a 対象

全国 5,993 ヶ所の放課後等デイサービス事業所から各都道府県で約 1 割の数を無作為に抽出した 599 ヶ所の放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者各 1 名。

b 調査方法

郵送による質問紙調査

c 調査項目

(1) 事業所のプロフィール、(2) 事業所が学校から把握または学校に伝えている子どもの情報、(3) 事業所と学校との連携の方法、(4) 事業所と学校との連携で重要なこと、(5) 事業所と学校との連携の課題、(6) 事業所と学校との連携の成果

結果及び考察

a 回収状況

全国 599 ヶ所の放課後等デイサービス事業所のうち、201 ヶ所の事業所から回答（回収率 33%）があり、そのうち有効回答は 197 ヶ所とした。

b 事業所が学校から把握または学校に伝えている子どもの情報

事業所が把握している特別支援学校在籍の子どもの情報は「健康面の様子等」79%、通常学校在籍の子どもの情報は「行動面の様子等」が 59%と最も高い割合となった。事業所が学校に伝えている特別支援学校在籍の子どもの情報は「行動面の様子等」が 63%、通常学校在籍の子どもの情報は「行動面の様子等」と「対人関係やコミュニケーションの様子等」が共に 49%と最も高い割合となった。これらの情報は、学校と事業所での日々の子どもの様子や支援内容、活動内容に関係した情報といえる。

c 事業所と学校との連携の方法

事業所と学校の連携の方法は、「保護者を通じて学校での子どもの様子等について教えてもらう」が特別支援学校とで 88%、通常学校とで 81%とともに最も高い割合となった。一方で、事業所と学校の直接的な連携としては「学校への送迎時に教師と子どもの様子等について話をする」が特別支援学校とで 79%、通常学校とで 66%と共に 2 番目に高い割合となった。特別支援学校と通常学校共に学校への迎え時の情報交換が連携の中心であるといえる。

d 事業所と学校との連携で重要なこと

事業所と学校との連携で重要なことは、「日常的に教師と職員が情報交換できる関係をつくる」が特別支援学校とで 86%、通常学校とで 76%と共に最も高い割合となった。また、「定期的に学校との話し合いの機会をもつ」、「教師・職員が互いに学校や事業所を訪問して理解を深める」が 2 番目、3 番目と上位を占めた。教師と日常的で直接関わることができる連携を特別

支援学校と通常学校の両方に望んでいると考えられる。

e 事業所と学校との連携の課題

事業所と学校との連携の課題は、4件法により回答を求めたところ、「同じ学校でも教師により連携のしやすさが大きく異なること」が特別支援学校とで3.00、通常学校とで3.09と最も高い結果となった。さらに、通常学校で「学校が放課後等デイサービスのサービス内容や役割を理解していない」が特別支援学校に比べ平均値に大きな差があった。教師間の連携による差の解消や通常学校にサービス内容の理解を促していくことが重要であると考えられる。

f 事業所と学校との連携の成果

自由記述からは特別支援学校と通常学校との連携で共に学校への迎え時の情報交換や会議等を行うことで、子ども理解や支援の統一や改善を図るきっかけとなっていることや連携を取り始めてから連携の機会や方法が増加、発展していることが明らかになった。連携が効果的な支援につながり、さらに連携そのものが促進されていることが考えられる。

(5) まとめ

今回は、パートナーシップ原理について、学校内パートナーシップ、生涯学習パートナーシップ、福祉パートナーシップ、に分けて現状と課題を明らかにしたが、今後は、各パートナーシップを包括するコミュニティパートナーシップ原理の確立に向けた検討が必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

五十嵐ひとみ・河合康(2017)小学校の通常の学級における知的障害の障害理解教育に関する調査研究. 上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要. 第23巻. 23-29頁 査読有り

〔図書〕(計5件)

河合康(2016)発達障害と特別支援教育コーディネーター・校内委員会. 日本発達障害学会監修. 「キーワードで読む 発達障害研究と実践のための医学診断/福祉サービス/特別支援教育/就労支援-福祉・労働制度・脳科学的アプローチ」福村出版所収.104-105頁

河合康(2016) 特別支援教育. 一般財団法人日本児童教育振興財団編 「学校教育の戦後70年史」小学館. 所収 208-211頁

河合康(2017) 子どもに応じた指導をめぐる経緯と課題-個別の指導計画、個別の教育支援計画、教育課程編成の観点から. 柘植雅義他編著 「特別支援教育の到達点と可能性」金剛出版 所収 208-211頁

河合康・小宮三彌編著(2018)わかりやすく学べる特別支援教育と障害児の心理・行動特性 北樹社

柳本雄次・河合康編著(2019)特別支援教育<第3版> 一人ひとりのニーズに応じて. 福村出版

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。